

# はじめに

「これって犯罪になるんですか？」— 弁護士の私は、いつも子どもたちからこの質問をたくさん受けます。しかしどの子も、「何が犯罪になるか」には関心があっても、「もし子どもが犯罪をしてしまったらその子がどうなるか」を知っている人は、本当に少ないです。「少年法があまりから少年犯罪が凶悪化している」というまちがったイメージを持っている大人も、多くいます。子どもたちが犯罪をしてしまう背景には何があるのか、そして、子どもたちが立ち直るために何が必要なのか。それらを大切にして作られている少年法という法律のしくみを、これからいっしょに見ていきましょう。

監修者 山下敏雅

## 法律の土台は憲法

法律は、日本国憲法を土台にして作られています。

憲法では、「だれもが人として大切にされ、守られ、幸せに生きるための権利がある。」と、定めています。これを「人権」といいます。法律には、「社会のきまりを作る」、「みんなの安全や権利を守る」、「争いを解決する」など、さまざまなルールがありますが、すべての法律は、憲法に記されている「人権を守る」という考え方がもととなっているのです。

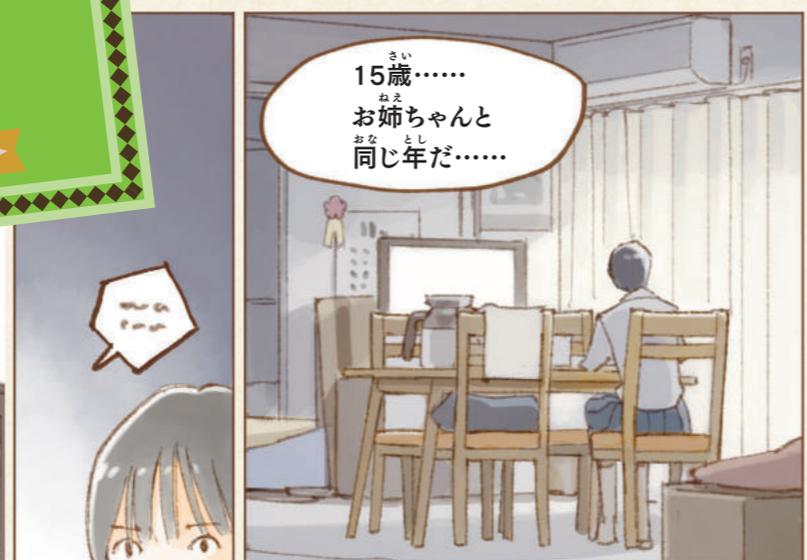
法律

日本国憲法

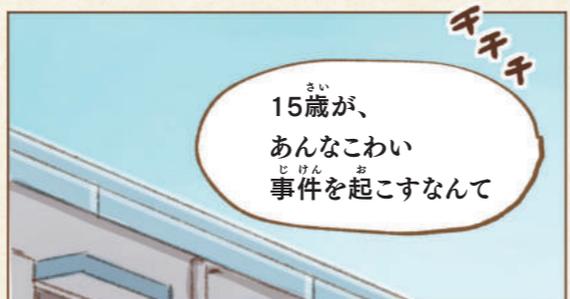
# もくじ

子どもや若者を守るための法律	4
少年法ってなんのため？	6
少年法ってあますぎるの？ 中1 ミナミのギモン	8
★少年犯罪は減り続け、凶悪事件も減っている	10
これって正当防衛だよ？ 中1 ケイトのギモン	12
★なぐり返すのは、正当防衛ではない	14
気になる法律のギモン Q&A	16
補導ってどういうこと？ 中3 ルカのギモン	18
★非行を防ぎ、成長を支えとりくみ	20
少年が犯罪をおかしたら～ 「逮捕された、早く家に帰りたい！」	22
★逮捕から約3日間は家族とも会えない	24
少年が犯罪をおかしたら～ 「家庭裁判所では何を聞かれる？」	26
★少年のことをいろんな角度から調べ理解する	28
教えて！ 少年院ってどんなところ？	30
さくいん	32

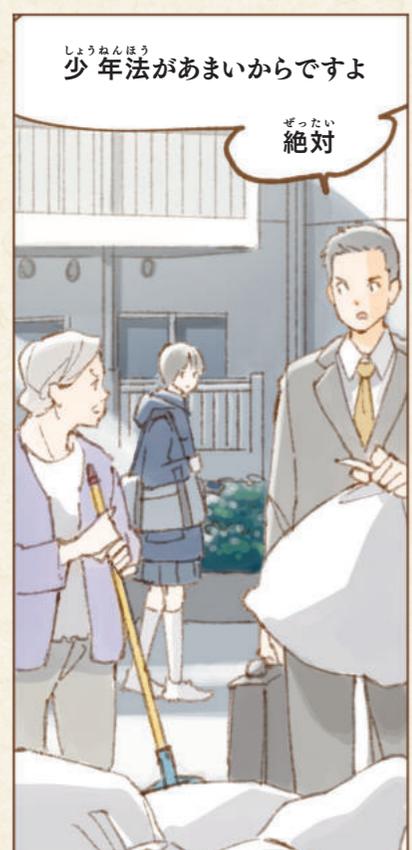
しょうねんほう  
少年法って  
あますぎるの?  
中1 ミナミのギモン



15歳……  
お姉ちゃんと  
おなじ年だ……



15歳が、  
あんなこわい  
事件を起こすなんて



少年法があまいからですよ

絶対



少年法って  
あまいの?



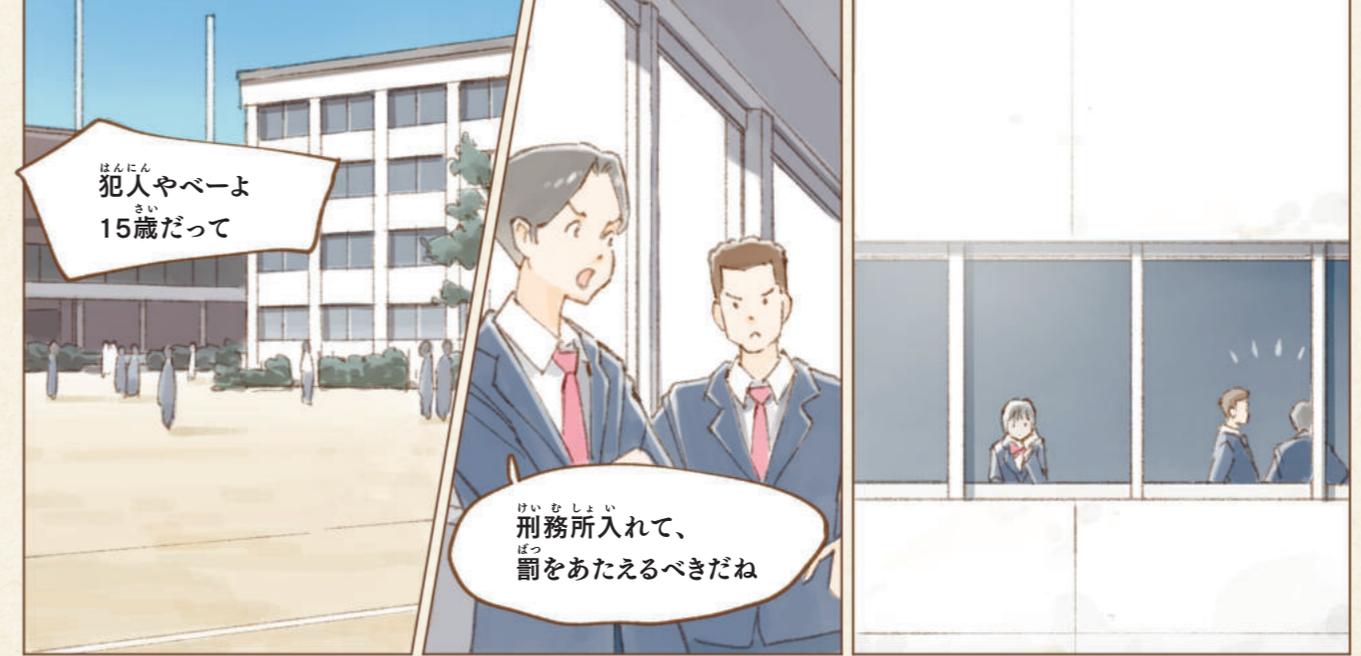
少年の犯罪が  
凶悪化しているよね

ほんと

少年法があまいから  
こういうことになるのよ



少年法があまいから  
凶悪化してるの?



犯人やべーよ  
15歳だって

刑務所入れて、  
罰をあたえるべきだね



逮捕された子って、  
どんな子だったんだろう



居場所が  
なかったのかも……

わたしみたいに

# 少年犯罪は減り続け、 凶悪事件も減っている

家庭や学校、地域の中で、まわりの大人から大切にされずに育つ子どもや若者がいます。自分が大切にみつかわれないと、ほかの人を大切にすることはむずかしいです。中には、罪をおかしてしまう人もいます。そうした子どもや若者に、大人と同じように罰をあたえることが正しいでしょうか。少年法は、そうは考えません。

スポーツを思いうかべてください。初心者のうちはルールがよく分からず、悪気がなく反則をしてしまうこともあります。その場合は、罰則をあたえるよりも、反則をしないよう、ていねいにルールを教えてあげるほうが大切です。

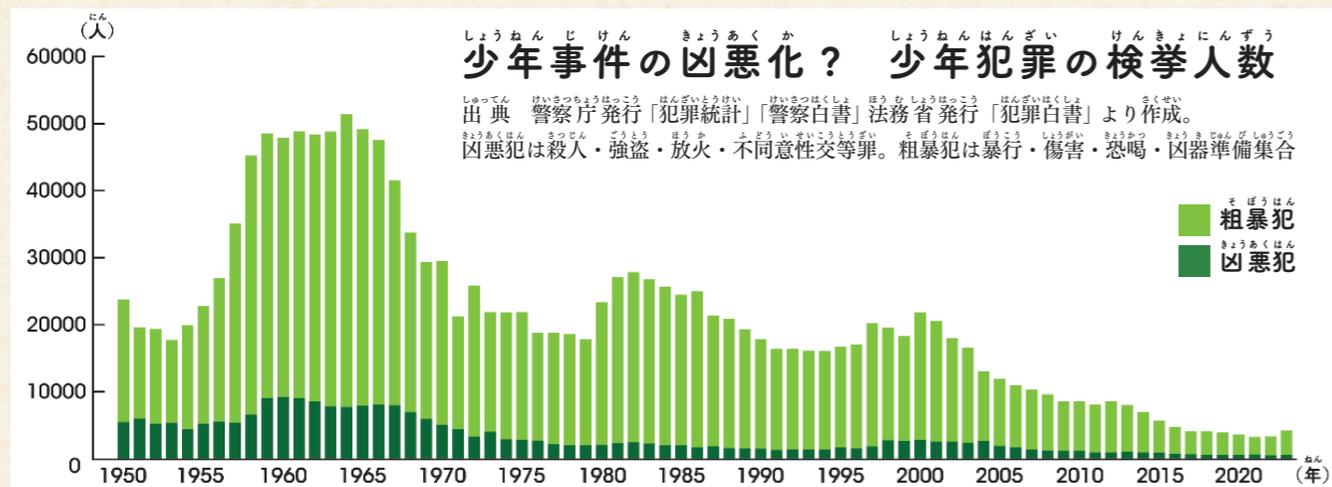
少年法では、まちがいをおかした子どもや若者を、刑罰でこらしめるのではなく、必要な教

育や支援を行います。人は年齢が若いほど短い時間で良い方向に変わる可能性を秘めているからです。こうした考え方によって作られているのが少年法です。少年法でいう「少年」とは、20歳に満たない人のことです※。この本でも男女とわず「少年」とよびます。

残念なことに、「少年法があまりから犯罪が増える」「大人と同じ罰をあたえないから、凶悪化する」という誤解により、よりきびしく処分するように法律が変えられてきました。

けれど実際には、少年犯罪の件数も凶悪事件も減りつづけているのです。

※18歳19歳も少年法が適用されるが、17歳以下の人とは異なるあつかいがされる。



## 少年法は決してあまくない

大人が罪をおかしたときには、その行いの内容や結果から、「どんな刑罰を受けるのがふさわしいか」が決められます。過去にも同じようなことをしたのか、どのくらい反省しているのかなども見られますが、基本的には「したこと」に対して責任をとる、という考え方です。

少年の場合は、それにくわえて「どんな家庭で育ったのか」「家族との仲はどうか」「どんな性格で、どんな特性があるのか」なども調べます。そして、「もう一度悪いことをするおそれがあるかどうか」を、ていねいに調査します。これを「要保護性」といいます。

そのため、大人なら罰金ですむような軽い罪でも、少年の場合は、将来的に罪をおかさないように、児童自立支援施設や少年院に行くことになる場合があります。

「少年法はあますぎる」という人がいますが、決してあまくはないのです。

### 少年法第1条

この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。



## どうして少年は、名前や顔が報道されないの？

顔や名前がみんなに知られてしまったところを想像してください。たとえ教育や支援を受けてがんばって立ちなおったとしても、「あ、あいつだ!」とうわさされたり、ネットで過去のこ

とを広められるかもしれません。それでは社会復帰がむずかしくなってしまいます。少年が社会の中で自立し、新たなスタートを切れるように、少年法では実名報道を禁止しているのです。